

別表第1（医薬基盤研究所決裁区分）

決 裁 事 項	決 裁 権 者					施 行 者				経 由 先		
	理 事 長	理 究 所 長	研 務 部 長	総 務 部 長	支 援 部 長	主 管 部 長	理 事 長	研 究 所 長	セ ン タ ー 長	主 管 部 長	総 務 部 長	支 援 部 長
【 共 通 事 項 】												
1. 厚生労働大臣の認可及び承認に関する事項	○						○					○ ○
2. 規程、細則等の正規及びそれに準ずるものの制定並びに改廃に関する事項	○						○					○ ○
3. 法令、諸規程等に関する疑義解釈に関する事項												
(1) 重要なもの	○						○					○ ○
(2) (1) 以外のもの				○			○					○
4. 研究所外への通知、照会、回答等に関する事項（他の事項で定めているものを除く。）												
(1) 理事長名で行うもの												
ア. 重要なもの	○						○					○ ○
イ. ア以外のもの				○			○					○
ウ. イのうち定型的又は簡易なもの						○	○					
(2) 部長名で行うもの						○				○		
5. 会議の開催に関する事項（他の事項で定めているものを除く。）												
(1) 運営評議会等重要な会議に関するもの	○						○					○ ○
(2) (1) 以外のもの				○						○		○
6. 委員・顧問の委嘱依頼に関する事項	○						○					○ ○
7. 広報並びに出版物の刊行及び資料の公表に関する事項												
(1) 重要なもの	○						○					○ ○
(2) (1) 以外のもの				○			○					○
8. 支出の原因となる実施伺いに関する事項（他の事項において定めているものを除く。）												
(1) 見込価格が一千万円以上の案件又は新規案件で重要なもの	○											○
(2) (1) 以外のもの				○								
(3) (2) のうち諸謝金及び定型的な会議に関するもの						○						○
9. 研修等の実施・参加等に関すること												
(1) 重要なもの	○						○					○ ○
(2) (1) 以外のもの				○			○					○
(3) (2) のうち軽易なもの						○	○					

決 裁 事 項	決 裁 権 者					施 行 者				経 由 先				
	理 事 長	理 事	研 究 所 長	総 務 部 長	支 援 部 長	戦 略 研 究 部 長	主 管 部 長	理 事 長	研 究 所 長	セ ン タ ー 長	主 管 部 長	総 務 部 長	支 援 部 長	戦 略 研 究 部 長
1 0． 所管業務に係る手引書の作成に関する事項														
(1) 重要なもの	○										○	○	○	
(2) (1) 以外のもの							○				○		○	
1 1． 派遣職員の受入等に関する事項				○										
1 2． 役員の兼職及び職員の兼業並びに派遣依頼等に関する事項														
(1) 役員の兼職に関するもの	○							○					○	○
(2) 報酬を伴う職員の兼業に関するもの	○		○					○					○	○
(3) (1)、(2) 以外のもの				○				○						
1 3． 国内出張に関する事項														
(1) 役員に関するもの	○							○					○	
(2) 部長以上の職務にある職員に関するもの	○		○					○					○	
(3) (1)、(2) 以外のもの				○				○						
1 4． 外国出張に関する事項														
(1) 役員に関するもの	○							○					○	
(2) 部長以上の職務にある職員に関するもの	○		○					○					○	
(3) (1)、(2) 以外のもの				○				○						
1 5． 年次休暇、特別休暇（介護休暇を含む。）、欠勤届及び外勤届の承認に関する事項														
(1) 年次休暇、特別休暇に関するもの														
ア． 部長職以上の職員に係るもの	○		○					○					○	
イ． 課長相当以下の職員、期間を限って雇用される者に係るもの							○	○						
(2) 欠勤届及び外勤届に関するもの														
ア． 部長職以上の職員に係るもの	○		○					○					○	
イ． 課長相当以下の職員、期間を限って雇用される者に係るもの				○				○						
1 6． 情報システムの運用に関する事項	○							○						○

決 裁 事 項	決 裁 権 者					施 行 者				経 由 先	
	理 事 長	理 究 所 長	研 究 部 長	総 務 部 長	支 援 部 長	主 管 部 長	理 事 長	研 究 所 長	セン ター 長	主 管 部 長	総 務 部 長
【 人 事 ・ 財 務 、 戦 略 研 究 支 援 等 業 務 】											
(人 事 ・ 財 務 等 関 係)											
1. 研究所の管理に関する事項											
(1) 重要なもの	○										○
(2) (1) 以外のもの				○							
2. 登記に関する事項	○										○
3. 職員の福利厚生及び保健衛生に関する事項											
(1) 重要なもの	○										
(2) (1) 以外のもの				○							
4. 倫理規程に基づく申請に関する事項				○			○				
5. 共済組合に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				
(2) (1) 以外のもの				○			○				
6. 労働基準監督署、社会保険事務所、税務署、区役所その他関係官署に対する報告書及び申請書等に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの				○			○				
7. 役職員等の任免等に関する事項	○						○				
8. 給与に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				
(2) (1) 以外のもの				○			○				
9. 人事関係の履歴事項等の証明に関する事項				○					○		
10. 分限及び処分に関する事項	○						○				
11. 職員の昇級通知に関する事項				○			○				
12. 育児休業の承認に関する事項	○		○				○				
13. 補助金及び運営費交付金の受入に関する事項				○			○				
14. 余裕金の運用及び借入金に関する事項											
(1) 運用方針に関する事項	○										○
(2) 金融商品の決定に関する事項				○							○
15. 取引金融機関の指定に関する事項											
(1) 指定に関する事項	○						○				

決 裁 事 項		決 裁 権 者					施 行 者				経 由 先		
		理 事 長	理 事	研 究 所 長	総 務 部 長	支 援 略 研 究 長	主 管 部 長	理 事 長	研 究 所 長	センタ－ 長	主 管 部 長	総 務 部 長	支 援 略 研 究 長
	(2) 各種申請・届出に関する事項				○			○					
1 6. 予算の実施計画及び資金収支計画の通知に関する事項					○			○					
1 7. 財務諸表及び決算報告書その他の決算に関する事項		○						○					○
1 8. 月次決算に関する事項					○			○					
1 9. 会計検査院への報告に関する事項					○			○					
2 0. 会計事務に関する事項													
	(1) 一千万円以上（随意契約にあつては五百万円以上）の契約に関するもの	○						○				○	
	(2) 一千万円未満（随意契約にあつては五百万円未満）の契約に関するもの				○			○					
	(3) 一千万円以上の支出に関するもの	○						○				○	
	(4) 一千万円未満の支出に関するもの				○			○					
	(5) 一千万円以上の一般競争入札の公告に関するもの	○						○				○	
	(6) 一千万円未満の一般競争入札の公告に関するもの				○			○					
	(7) 予定価格の作成に関するもの				○			○					
	(8) 立替払いの承認に関するもの				○			○					
	(9) 譲渡・寄附・貸与の手続きに関するもの	○									○	○	

決 裁 事 項	決 裁 権 者					施 行 者				経 由 先	
	理 事 長	理 究 所 長	研 究 部 長	総 務 部 長	支 援 部 長	主 管 部 長	理 事 長	研 究 所 長	セン ター 長	主 管 部 長	総 務 部 長
(戦 略 研 究 支 援 関 係)											
1. 情報公開請求に関する事項											
(1) 不開示決定等異議申し立て可能性のある事項及びそれに関するもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの				○			○				
2. 訴訟に関する事項	○						○				○
3. 図書の運営に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの				○			○				
4. 承継業務に係る出資金及び貸付金に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの						○	○				
(3) (2) のうち定型的又は軽易なもの						○				○	
5. 研究テーマの採択等に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの						○				○	
6. 事務・技術参事の指名に関する事項						○				○	
7. 試験研究助成金（希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等）に関する事項											
(1) 重要なもの	○						○				○
(2) (1) 以外のもの						○	○				
(3) (2) のうち定型的又は軽易なもの						○				○	

決 裁 事 項	決 裁 権 者						施 行 者				経 由 先	
	理 事 長	理 事	研 究 所 長	総 務 部 長	支 援 部 長	戦 略 研 究 部 長	理 事 長	研 究 所 長	セン ター 長	主 管 部 長	総 務 部 長	支 援 部 研 究 長
8. 研究者の共同研究等の契約に係る事項												
(1)	共同研究契約、受委託契約、共同出願契約、実施許諾契約、基本合意書、その他契約（新規：競争的資金であり一千万円を超えない契約を除く）	○					○					○
(2)	共同研究契約、受委託契約、共同出願契約、実施許諾契約、基本合意書、その他契約（変更：軽微なものであり一千万円を超えない契約を除く）	○					○					○
(3)	秘密保持契約（ひな型どおりを除く）	○					○					○
(4)	秘密保持契約（ひな型どおり）					○			○			
(5)	研究試料移転契約（受領：理研BRC・Addgene・ATCCを除く）	○					○					○
(6)	研究試料移転契約（受領：理研BRC・Addgene・ATCC）					○			○			
(7)	研究試料移転契約（提供）	○					○					○
(8)	(1)～(7)以外のもの				○		○					
【 監 査 業 務 】												
1. 内部監査に関する事項												
		○					○					

注：報酬を伴う職員の兼業、国内出張 1 3. (2)、海外出張 1 4. (2)、年次休暇及び特別休暇の承認 1 5. (1) ア、欠勤届及び外勤届 1 5. (2) ア並びに育児休業の承認 1 2. において決裁権者が理事長とあるのは、医薬基盤研究所においては研究所長とする。